

2020（令和2）年5月15日

教職員各位

学校法人 松山大学
理事長 溝上 達也

新型コロナウイルス感染拡大に伴う入構制限の継続について【5月15日更新】

新型コロナウイルス特別措置法に基づき 47 都道府県に出されていた緊急事態宣言は、愛媛県を含む 39 県で解除されました。しかし、愛媛県では集団感染が確認されており、県が独自に設定している 3 段階の警戒レベルのうち、現在位置づけられている「感染警戒期」を維持する考えが示されています。本法人といたしましても一刻も早い事態の収束を願いつつ、大学として社会的役割・責任を果たすため、下記の通り行っております大学施設内への入構禁止を 5 月 31 日まで継続いたします。なお、今後の状況の変化により、さらに変更が生じた場合は、ホームページ等でお知らせいたします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、「緊急事態宣言に伴う教職員の出勤体制について【5月5日更新】」については変更ありません。

記

1. 教育職員の入構について

施設内への入構を原則として禁止します。ただし、次の各号に掲げる事項については、例外として入構を認めます。

- (1) 荷物搬出や郵便物の受領（総務部庶務課で対応）等に限定した一時的な入構（30 分以内）
- (2) オンライン授業の準備、実施を目的とした入構
- (3) 研究活動の維持を目的とした入構（研究に使用する生物・細胞の維持管理、液体窒素などの補給、研究に必要な基幹インフラの稼働、維持、管理等）

2. 事務職員の入構について

施設内への入構を原則として禁止します。

※事業の継続のために必要不可欠な場合は、事務局長の判断により、必要最低限の人員のみ出勤可とする。

3. 構内での作業を要する事業者等について

施設内への入構を原則として禁止します。

※必要不可欠な場合は、入構を認めます。

対象施設：文京キャンパス、樋又キャンパス、御幸キャンパス、久万ノ台グラウンド、玉川艇庫、東京オフィス、松山大学温山記念会館（西宮）

注意事項：文京キャンパス西駐車場と樋又キャンパス駐車場は閉鎖します。

以上